

## 質問回答

平成 25 年 6 月 3 日

案件名: ヨルダン国人材育成・社会インフラ改善事業支援【有償勘定技術支援】

(公示日:平成 25 年 5 月 22 日 / 公示番号: 4)の業務指示書について、以下のとおり回答いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.2(2)評価対象とする業務従事者の予定人月数 及び P.6(1)業務量の目途	2頁、(2)評価対象とする業務従事者の予定人月数では11.79MM になっておりますが、6頁、(1)業務量の目途では、約12MMと記載されております。本件につきましては、評価対象者と業務従事者の構成が同様なため、上記の MM の差につきましてご教示頂ければ幸いです。	JICA 想定では 11.79MM としていますが、ご提案では約 12MM を目安にご提案頂きたいという趣旨です。
2	P.6 第 3-1 業務工程	本案件の業務従事者は総括、成果管理、会計監理の 3 名とのことですが、現地作業を成果管理、会計監理の 2 名で作業を行うことが可能であれば、総括の現地への渡航は部分的(3 回中 1 回など)でもよろしいのでしょうか。現地作業の際、常に総括が現場にいることが必要でしょうか。ご教示下さい。	JICA は総括不在で実施される現地作業を想定していませんが、総括不在にて現地業務をマネージメント可能、かつ効率的、合理的等の事由があれば、プロポーザルにご記載頂いた上で、ご提案ください。
3	P.6 第 3-1 業務工程	現地作業日程間は、業務従事者である 3 名全員が全日程渡航することが前提でしょうか。	質問1と関連しますが、JICA 想定では、「総括及び、他の業務従事者のうち1名、の計2名」での派遣が可能であると想定しています。 ただし、この限りでは無く、ご提案が可能ですので、いずれの場合でも、業務上の必要性、経済性等を提案書にご記載の上、設定、ご提案ください。

4	P.6 第 3-2 (4)現地再委託	<p>現地再委託が可能とのことですが、業務従事者の現地作業日程を部分的に再委託先の現地作業員に委託することは可能でしょうか。現地作業員に現地作業日程間の作業を進めてもらい、業務従事者は必要な期間(業務指示書に示されている現地作業日程の各出張日程の後半のみ渡航、など)渡航することは可能でしょうか。ご教示をお願いします。</p>	<p>現地再委託が可能であるのは指示書に記載の事項のみであり、昨年度の調査を踏まえて業務従事者の業務量及び現地作業期間を設定しているため、原則として期間の短縮は想定しておりません。</p> <p>ただし、業務開始後の状況変化等により、必要に応じて変更等があり得ますが、その要否等についてはその都度 JICA が判断いたします。</p>
---	-----------------------	---	---

以上